

彩の国ふれあい牧場バーベキューコーナー

設置運営事業者募集要項

令和 8 年 8 月

埼玉県秩父高原牧場

## 1 趣旨

彩の国ふれあい牧場内にその景観を生かしたバーベキューコーナーを設置し、運営・管理を行う者を募集する。

## 2 事業内容

- (1) 彩の国ふれあい牧場内（埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本 2949-1）  
におけるバーベキューコーナーの設置
- (2) 埼玉県産農畜産物の提供によるバーベキューコーナーの運営
- (3) バーベキューコーナーの保全管理

## 3 バーベキューコーナー設置用貸付対象物件

本要項2を実施するための貸し付け対象物件は次のとおりとする。

- (1) 農産物直売所前敷地  
面積 88 m<sup>2</sup>（88 m<sup>2</sup>以内で賃借人が任意に設定可能）  
設備 テーブル、イス  
別紙1「対象物件範囲図」参照
- (2) 農畜産物直売所  
面積 1ブース 9.94 m<sup>2</sup>（3ブースまで貸付可能）  
設備 冷蔵庫、エアコン、シンク（飲用可）  
別紙2「農畜産物直売所図面」参照

## 4 公募実施スケジュール

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 募集要項公表  | 令和8年8月10日（月）           |
| 質問書受付   | 8月10日（月）～8月14日（金）16時必着 |
| 質問書への回答 | 8月17日（月）               |
| 募集期間    | 8月17日（月）～8月24日（月）16時必着 |
| 書類審査    | 9月上旬                   |
| 事業者決定通知 | 9月上旬                   |
| 契約締結    | 9月中旬                   |

## 5 募集条件

- (1) 施設に関する契約  
対象物件の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付に基づく使用とし、県有財産賃貸借契約書を締結する。
- (2) 貸付期間

貸付開始日から令和9年3月31日（水）までの間で任意に指定できるものとする。その後は、最長5年間で更新ができるものとする。

(3) 賃貸借料

賃借人が企画提案により提示した金額とし、各年度に賃貸人が指定する納入通知書により、賃貸人が指定する期限までに納付するものとする。

賃貸借料の算出において、1年に満たない年度については1年を365日とした日割計算により算出した額とする。なお、うるう年の場合は1年を366日とした日割計算により算出した額とする。

なお、契約期間中、賃貸借料の見直しは行わない。

貸付期間中における各年度の賃貸借料は同額とし、契約期間を踏まえて1年度あたりの賃貸借料を提案すること。

なお、提案した賃貸人への賃貸借料が予定価格（県が定める最低価格。非公開）を下回った場合は失格とする。

参考貸付料は以下のとおり。

- ・ 1ブース 88,394円
- ・ 2ブース 169,379円
- ・ 3ブース 250,364円

※消費税及び地方消費税込み・年額算出

※参考貸付料には直売所前の土地の貸付料も含まれている。

(4) 光熱水費

光熱水費は、賃貸人が子メーター等に基づいて毎月算出し、賃貸人の指定する納入通知書により、賃貸人の指定する期限までに納付するものとする。

(5) 売上

運営上の収支は全て賃借人に帰属し、収支の責任は賃借人が負うものとする。賃貸人は運営上生ずる赤字の補填は行わない。

年に一度、賃貸人に売上金額の報告を行う。

(6) 売上手数料

徴収しない。

(7) 賃借人が負担する経費

上記(3)及び(4)に定める賃貸借料、光熱水費以外に賃借人が負担する経費は次のとおりである。

ア 既存設備等の補充に要する費用

イ 賃借人の故意または過失による既存設備の破損等の修繕に要する費用

ウ メニューサンプル、サンプル表示の装飾等に要する費用

エ 賃借人が設置する広告及び販売物品等を掲示するために要する費用

オ 管理運営に関わる対象物件の清掃費、ごみ処理費、人件費、衣服費及びその他本

業務遂行上必要とされる一切の経費

(8) 設備、備品、消耗品

対象物件に含まれる設備一式について、賃借人は善良なる管理者の注意をもって使用すること。

賃貸人は対象物件に含まれる設備一式以外の設備、備品及び消耗品等（以下「設備等」という。）の新たな購入は行わない。ただし、賃借人の負担において別にバーベキューコーナー設置及び管理運営に必要な設備等を調達することは可能とする。

また、直売所前のテーブル、イスの取り扱いについては以下のとおりとする。

営業日：賃貸人に一任する。

休業日：一般来場者に開放する。

なお、賃借人は対象物件に含まれる設備一式の全部又は一部を使用しないことは可能であるが、使用しないことをもって契約内容の変更は行わない。

(9) 対象物件の管理

ア 賃借人は善良な管理者の注意をもって対象施設を使用すること。

イ 賃借人は対象物件における衛生管理及び感染対策に十分留意し、対象物件内を常に清潔に保たなければならない。

ウ 対象物件内は全て禁煙とする。

エ 本契約に基づく管理運営に伴い発生した廃棄物は、賃借人が廃棄物処理業務を委託のうえ、適正に処理すること。また、廃棄物の保管は賃貸人が指定した場所にて保管すること。

(10) 広告及び販売物品等の掲示

ア 広告及び販売物品等の掲示については、対象物件及び賃貸人により個別に承認した場所に限り掲示することを認める。

なお、掲示物については事前に賃貸人の承認を受けること。

イ 屋外への広告等については埼玉県屋外広告物条例に反せず、東秩父村役場で手続きを行った場所にのみ設置を可能とする。なお、事前に賃貸人と設置場所について協議を行うものとする。

ウ 広告に関しては、賃借人のホームページ及びSNS等の様々な媒体を積極的に活用することは認めるが、秩父高原牧場（彩の国ふれあい牧場）で行う業務及び賃貸人の事業に支障があると認める場合、賃貸人より広告の中止を求めることができる。賃借人はこれに応じるものとし、これにより生じた費用等に関し、賃貸人は一切負担しないものとする。

(11) 契約解除における原状回復

契約の解除等により退去する場合は、対象物件を原状に回復し、賃貸人の確認を受けることとする。

(12) バーベキューコーナー設置運営に伴う事故

賃貸人の責に帰する事由による場合を除き、賃借人がその責を負うこととする。

(13) 商品及び設備等の盗難及び破損

賃貸人の責に帰することが明らかな場合を除き、賃貸人はその責を負わないこととする。

(14) 賃借人の遵守事項

ア バーベキューコーナー設置及び管理運営に当たっては、関係法規及び埼玉県が定める規程等を遵守すること。

イ バーベキューコーナー設置及び管理運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て賃借人の責任と負担において行うこと。

ウ 賃借人は対象物件をバーベキューコーナーの設置運営、及びその他販売物に供するものとする。

なお、飲食等の提供は利用者が直売所前に設置されているテーブル、賃借人が持参したテーブルを使用する想定とする。

エ 賃借人は本業務の運営において、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、貸付期間中、やむを得ない事由により業務を他に委託せざるを得ないときは、賃借人が、あらかじめ賃貸人から書面による承諾を得て法令に定める再委託の基準に従って行う場合は、この限りではない。

オ 賃借人は営業に必要な食品衛生法等の許可等を受けること。

なお、契約締結後に速やかに必要な許可等の取得を証する写し等を提出すること。

カ 賃借人は防火対象使用開始届を運営開始7日前までに、東秩父村役場に提出すること。

キ 賃借人は善良なる管理者の注意をもって対象物件を保全すること。

6 提案上の留意事項

(1) 運営方法

運営方法は賃借人による直営によるものとする。

(2) 営業日及び営業時間

ア 営業日は原則として彩の国ふれあい牧場の開園日とする。閉園日の営業は原則行わないものとする。

イ 営業時間は午前10時00分から午後3時00分の間における賃借人の提案時間によるものとする。

ウ 営業準備等での立ち入りは午前9時00分から午後4時30分までを基本とする。その他の時間帯については賃貸人との協議によるものとする。

(3) 販売品目

ア 販売品目（販売価格を含む。以下同じ。）は提案事項によるものとし、販売開始にあたり事前に賃貸人から確認を受けるものとする（営業開始時においては事前に

賃貸人から確認を受けるものとする)。

イ 販売品目には、県産畜産物を使用した品目を必ず2品目以上提案すること。

また、契約期間中における販売品目の追加及び変更等についても同様とする。

(4) 決済方法

販売における決済方法は指定しない。ただし、埼玉県が進めるキャッシュレス化を踏まえ、可能な限り、キャッシュレス決済の利用に取り組むこと。

7 応募資格

本募集に応募することができる者は、応募時において次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

(1) 事業実績

応募申込書等提出期間開始までの過去1年以上、本件と同種の営業を運営事業者として行っていた実績があること。

(2) その他の資格

次のア～スに掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 国税及び地方税を完納している者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者で、その事実があった後2年を経過している者

エ 過去に公募又は競争入札における落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者で、その事実があった後2年を経過している者

オ 正当な理由がなく契約の履行をしなかった者で、その事実があった後2年を経過している者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体及びその構成員でないこと

キ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）第3条及び第4条並びに埼玉県暴力団排除条例（平成23年条例第39号）第2条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員、構成員、準構成員並びにその関係者でないこと

ク 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年12月7日法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員、準構成員並びにその関係者でないこと

ケ ウからキに該当する者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者でないこと

コ カ、キ及びケに該当する者から委託を受けた者でないこと

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをし

ている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと

シ 成年被後見人、被保佐人又は破産者でない者

ス 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２１年４月１日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者

## ８ 応募方法

### (1) 書類提出期間及び時間

令和８年８月１７日（月）から令和８年８月２４日（月）１６時必着  
提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

### (2) 提出方法

原則電子メールとする。

### (3) 提出先

〒３５５－０３７２

埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本２９５１

埼玉県秩父高原牧場 育成・ふれあい担当

電話 ０４９４－６５－０３１１

FAX ０４９４－６５－０８１１

E-mail [t650311@pref.saitama.lg.jp](mailto:t650311@pref.saitama.lg.jp)

### (4) 質問書の提出

募集に対して疑義がある場合には、質問書（様式任意）を前頁の提出先まで電子メールで送付すること。

（質問書受付期間 令和８年８月１０日（月）～令和８年８月１４日（金）１６：００必着）

回答は、令和８年８月１７日（月）中に電子メールで行う。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。

### (5) 提出書類

#### ア 応募書類

(ア) 応募申込書（様式１）

(イ) 誓約書（様式２）

(ウ) 事業者（会社）概要（事業内容・事業所・所在地がわかるパンフレット等）

(エ) 登記事項証明（提出時から３か月以内に発行された現在事項証明書等の原本）

(オ) 財務諸表類（直近３か年分の貸借対照表、損益計算書の写し）

(カ) 納税を証明する書類（直近２か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、事業税の納税証明書等）

(キ) ７(1)に示した同様の事業実績に関する書類（様式任意。契約書等で可。ただし、完了したことが分かる書類を合わせて提出すること。）

なお、事業実績を複数件分提出する場合は提出する事業実績を取りまとめた一覧（契約内容、契約期間及び契約相手方等を記載）を合わせて提出すること。

#### イ 企画提案に関する書類

企画提案書（任意様式、応募書類と合わせて電子データ（PDF）を提出）

#### (6) 提出書類作成上の注意

ア 提出書類の規格は原則として電子データとする。

イ 書類は電子データ（PDF）として提出すること。

(7) 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。

(イ) 上記(4)の提出書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(ウ) 提出後の書類訂正は原則として認めない。また、書類は返却しない。

(エ) データは今回の選考以外には使用しないものとする。

(オ) 応募に要する費用は、応募者が負担することとする。

(カ) 納税証明書等の書類は提出日前3か月以内に発行されたものとする。

(キ) やむを得ず、紙による提出の場合はフラットファイル等に綴じ、インデックス等を貼付のうえ、提出すること。

ウ 企画提案書は、次の事項を必ず含めた提案事項を記載すること。

(7) 会社概要（事業者名、所在地、資本金、設立時期、従業員数、主な事業等）

(イ) 県への賃貸借料支払額（貸付期間中の総額及び年額）記載については、次の項目を明示願います。

- ・賃貸借料（消費税額を除いた金額及び消費税額を加算した金額を双方記載）
- ・消費税及び地方消費税額
- ・税率

(ウ) オープンに向けた具体的スケジュール

(エ) 事業概要（メニュー、取扱商品及び販売方法等）

(オ) 運営体制（事務管理体制、従業員確保、運用方法、維持管理方法等）

(カ) 活動実績書

(キ) 広告方法等（施設利用者向け広告案及び一般消費者向け広告方法等）

(ク) その他提案内容

- ・取扱商品における提案（県産品使用、グッズ販売等）
- ・その他県の進める事業に則した提案等があれば記載すること。

## 9 審査

### (1) 審査方法

提出されたすべての書類を基に、書面審査を実施する。

なお、提案した賃貸人への賃貸借料支払額が予定価格（県が定める最低価格。非公開）を下回った場合は失格とする。

(2) 審査基準

最優秀提案者の選定に当たっては、審査基準（別紙３）に基づいて審査し、選定する。

(3) 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した者全員に書面で通知する。

なお、審査の過程などに関する問い合わせには一切応じない。

(4) 選定後の手続

最優秀提案者を候補者とし、契約に向けた協議を行う。

(5) 最優秀提案者の辞退時における措置

上記による最優秀提案者との協議の結果、令和８年８月末日までに協議が整わない場合、又は最優秀提案者が辞退した場合、次点の提案者を候補者とする。

なお、次点候補者との協議が整わない場合、又は辞退した場合、本手続きは失効するものとする。

(6) 契約に向けた協議により、審査に影響のない範囲において、企画提案の一部を変更することがある。

## 10 無効となる応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ 応募申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った応募

ウ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) 書類の補正

提出後の書類訂正、差換え又は撤回は原則として認めない。また、書類は返却しない。

ただし、内容の趣旨に変更を及ぼさない軽微な誤字訂正等につき、賃貸人から補正を求められた場合は、この限りでない。

## 11 その他

(1) 応募者が一者のみであった場合でも本要項９による審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、ふさわしいと判断した場合は候補者とする。

(2) 貸付に伴う権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入若しくは担保に供することはできない。

(3) バーベキューの営業開始は契約締結日以降を予定する。

(4) 本要項に定めがない事項は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）の定めるところによるものとする。

- (5) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（賃借人が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、賃貸人が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、賃借人は利用に係る費用負担が生じないものとする。

なお、賃借人は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

- (6) 本手続きにおいて、事業者による応募申請がない場合は、本手続きを中止する。
- (7) 本要項に関し疑義があるとき、又は本要項に定めのない事項については、賃貸人並びに賃借人協議のうえ、決定するものとする。

## 1 2 問い合わせ先

〒355-0372

埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本2951

埼玉県秩父高原牧場 育成・ふれあい担当

電話 0494-65-0311

FAX 0494-65-0811

E-mail t650311@pref.saitama.lg.jp